

別紙

生産森林組合の解散と清算及び 組織変更の手続について

(生産森林組合の活性化等に向けて)

平成 29 年 3 月
(令和 3 年 11 月最終改正)

林野庁経営課

～ 目 次 ～

第1	生産森林組合の解散	
1	解散の根拠	1
2	自主解散の場合	1
3	行政庁の命令による解散の場合	4
第2	生産森林組合の清算	
1	清算の意味	7
2	生産森林組合の清算手続フロー図	7
3	清算の具体的手続	8
第3	生産森林組合から他の組織形態への組織変更	
1	組織変更の目的	11
2	生産森林組合の組織変更手続フロー図	12
3	組織変更の具体的手続	16
第4	参考	
	様式	

第1 生産森林組合の解散

1 解散の根拠

生産森林組合（以下「組合」という。）は森林組合法（以下「法」という。）第100条第4項で準用する同法第83条に掲げられた

- ① 総会の決議（第1項第1号）
- ② 組合の合併（同項第2号）
- ③ 組合についての破産手続開始の決定（同項第3号）
- ④ 定款で定める存立時期の満了（同項第4号）
- ⑤ 第114条の規定による解散の命令（同項第5号）
- ⑥ 組合員が5人未満になったとき（第4項）

の事由や事実発生により解散することとなります。

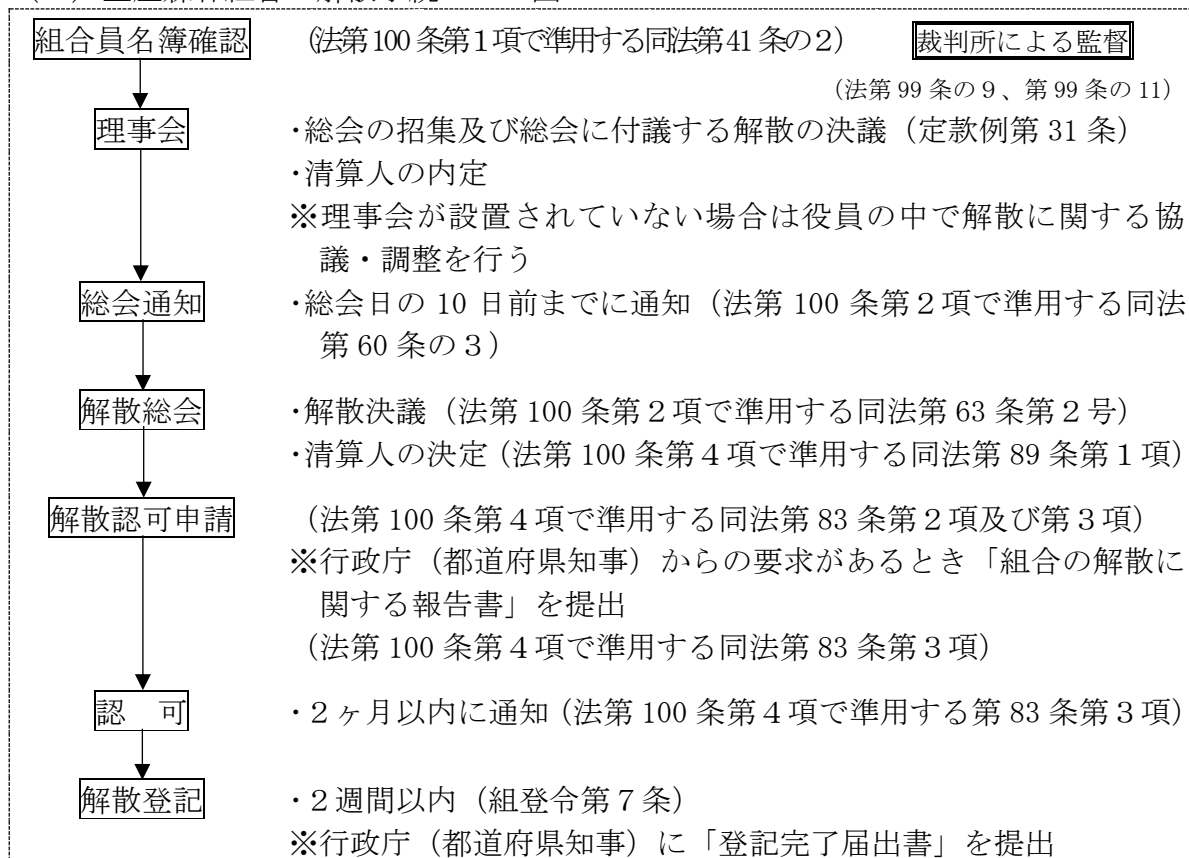
ここでは、合併による解散を除く自主解散（総会決議）の場合と行政庁の命令による解散について、具体的手続、根拠法令、様式等を示します。

[解散時の組合]

組合は、解散しても合併の場合を除いては、清算の目的の範囲内において、その清算が終了するまで、なお存続するものとされています（法第99条の2）。したがって、組合は解散しても、合併による解散の場合を除いては、その法人格を直ちに失うことにはなりません。組合は解散によって清算手続に入り、清算の目的の範囲内で存続し、清算が終了することによってはじめてその法人格を失うこととなります。

2 自主解散（総会決議）の場合

(1) 生産森林組合の解散手続フロー図



(2) 自主解散（解散決議）する場合の具体的手続

ア 組合員名簿の確認と整理

現存する組合員名簿を行政庁等の支援を受けながら整理して現時点における組合の実態を明らかにします。

- ① 組合員資格届出の公告・・・【様式1】
- ② 組合員に対して資格届出書の発送・・・【様式2-1、2-2】

イ 理事会（又は役員会等）の開催

生産森林組合模範定款例（以下「定款例」という。）第31条に基づき理事会（又は役員会等）を招集します。

- ① 組合長が招集しますが、組合長が不在の場合は定められた順位の者が招集することになります（定款例第30条第2項）
- ② 理事が任期満了又は辞任により退任している場合であっても、新たな理事が選任されないまま放置されているときは、退任した理事が引き続き理事としての権利義務を有するので、その者が招集できます。（法第100条第2項で準用する同法第52条の2）
- ③ 理事が不在の場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは行政庁が仮理事を選任することになります。（法第98条の6）

ウ 理事会（又は役員会等）における決議

（※理事会が設置されていない場合は、役員の中で協議・調整を行います。）

- a 組合の財産状況（資産・負債）を詳細に調査し、財務諸表を作成します。
（作成が困難な組合は、外部（司法書士等）に委託し、作成することとなります。）
- b 事前に行政機関等と協議し、意思疎通を図っておくことも重要です。
- c 理事会の議事は、
 - ① 解散を総会付議事項として採択（出席理事の過半数で可決（定款例第31条第3項））
 - ② 総会開催日の決定
 - ③ 清算人の内定（清算人には、原則として理事が就任しますが（法第100条第4項で準用する同法第89条第1項）、理事が清算人とならない場合は適格者を選定しておく必要があります。理事以外の清算人としては、司法書士・税理士等の専門家が望ましいです。）

を決議し、理事会の議事録を作成します。

エ 総会の招集

総会開催日の10日前までに

- ① 総会の目的たる事項及びその内容
- ② 日時
- ③ 場所

を書面をもって通知します。（定款例第39条第1項及び第2項）

※ なお、生産森林組合の解散の決議は、総代会で行うことはできません。

（法第100条第2項で準用する同法第65条第6項）

オ 解散総会

a 解散総会開催に必要な総会参考資料は、主に解散時の財務諸表、解散理由書等が考えられます。

b 総会では、

① 解散の決議（法第 100 条第 2 項で準用する同法第 63 条第 2 号）〔特別決議事項〕

総組合員の半数以上が出席し、出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数で決しなければならない。

② 理事以外の清算人を選任する場合は清算人の決定（法第 100 条第 4 項で準用する同法第 89 条第 1 項）

を決議し、総会の議事録を作成します。

カ **解散認可申請**

a 解散総会の終了後、遅滞なく行政庁へ解散の認可を申請します。

（法第 100 条第 4 項で準用する同法第 83 条第 2 項及び第 3 項）

b 解散認可申請書に添付する書類

① 理由書

② 解散の決議をした総会の議事録（謄本）

③ 清算人名簿

④ その他必要な書類（総会招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

キ **解散の認可**

a 解散の決議は行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じません。（法第 100 条第 4 項で準用する同法第 83 条第 2 項）

b 行政庁は申請書を受理した日から 2 ヶ月以内に、認可又は不認可の通知を発しなければならない。（法第 100 条第 4 項で準用する同法第 83 条第 3 項）

ク **解散登記**

a 認可書の到着後、主たる事務所の所在地において 2 週間以内に登記しなければなりません。（組合等登記令（以下「組登令」という。）第 7 条、第 24 条）

b 解散登記には、解散の事由の発生を証する書面（総会議事録等）及び認可書の添付が必要となります。（組登令第 19 条、組登令第 25 条で準用する商業登記法第 19 条）

3 行政庁の命令による解散の場合

組合が以下の要件に該当するとき、行政庁は解散を命ずることができます。

(法第 114 条)

- ① 組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき
- ② 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から 1 年を経過してもなおその事業を開始せず、又は 1 年以上事業を停止したとき
- ③ 組合が法令に違反した場合において、行政庁が必要な措置をとるべき旨の命令(法第 113 条第 1 項)をしたにもかかわらず、これに従わないとき

※ 行政庁が③の理由により、解散を命ずる場合には、事前の業務又は財産状況について、

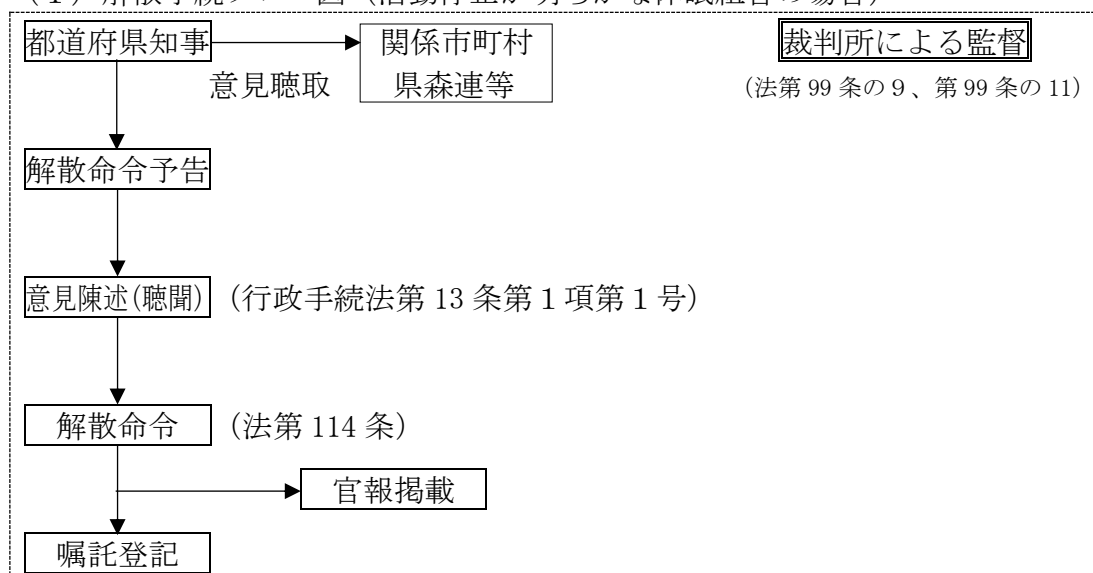
① 報告の徴収(法第 110 条)

又は

② 検査(法第 111 条)

を行い、さらに、必要措置命令(法第 113 条第 1 項)を発する必要があります。

(1) 解散手続フロー図(活動停止が明らかな休眠組合の場合)



(2) 解散の具体的手続(活動停止が明らかな休眠組合の場合)

ア 解散命令予告

- a 事前に当該組合の実態を調査します。
(登記簿等により役員の確認・・・【様式 3】)
- b 関係市町村長等への意見聴取を行います。・・・【様式 4】
- c 解散命令予告及び聴聞通知の対象者は実態によりますが、現存する理事等の役員に発するのが望ましいでしょう。・・・【様式 5】

イ 意見陳述

- a 行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定により、不利益処分となるべき者に対して聴聞による意見陳述の手続を行います。
- b 行政手続法第 19 条第 1 項の規定により、聴聞の主宰者(行政庁が指名する職員)を都道府県知事が指名しておきます。(聴聞に係る処分に関連する専門的知識を有している者であれば単一の職員も可。)

c 聴聞通知の対象者に対して、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、以下の事項を通知する。(行政手続法第 15 条第 1 項)

- ① 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- ② 不利益処分の原因となる事実
- ③ 聴聞の期日及び場所
- ④ 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

d 通知文には以下の事項を教示します。(行政手続法第 15 条第 2 項)

- ① 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。(陳述書・・・【様式 6】)
- ② 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

e 聴聞の主宰者は、当事者の全部又は一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合は、聴聞を終結することができます。(行政手続法第 23 条第 1 項)

f 不利益処分となるべき者の所在が判明しない場合においては、聴聞の通知を、その者の氏名、聴聞の期日、場所、聴聞の事務を行っている組織の名称、所在地及び通知に記載されている事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を都道府県庁の掲示場に掲示することによって行うことができます。

この場合、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなされます。(行政手続法第 15 条第 3 項)

g 聴聞の主宰者は、

- ① 審理の経過
- ② 不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにした調書を作成します。また、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成して、当該調書及び報告書を都道府県知事に提出します。(行政手続法第 24 条第 1 項及び第 3 項)

ウ **解散命令**

a 都道府県知事は、関係機関からの意見や聴聞の報告書等から、解散命令が妥当であると判断したときは、法第 114 条の規定により、解散命令を組合の代表権を有する者に対して発出します。なお、解散命令の発出の際には配達証明郵便を使用します。・・・【様式 7】

b 解散命令の書面には、以下の事項を教示します。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、都道府県知事に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。(行政不服審査法第 2 条及び第 18 条)

c 解散命令書の発出後、当該通知が返戻された場合は、通知に代えて命令の要旨を官報に掲載することになります。

この場合、官報掲載 20 日後に解散命令は効力を発し、当該組合は解散させられることになります。(法第 114 条の 2)・・・【様式 8】

エ **解散の嘱託登記**

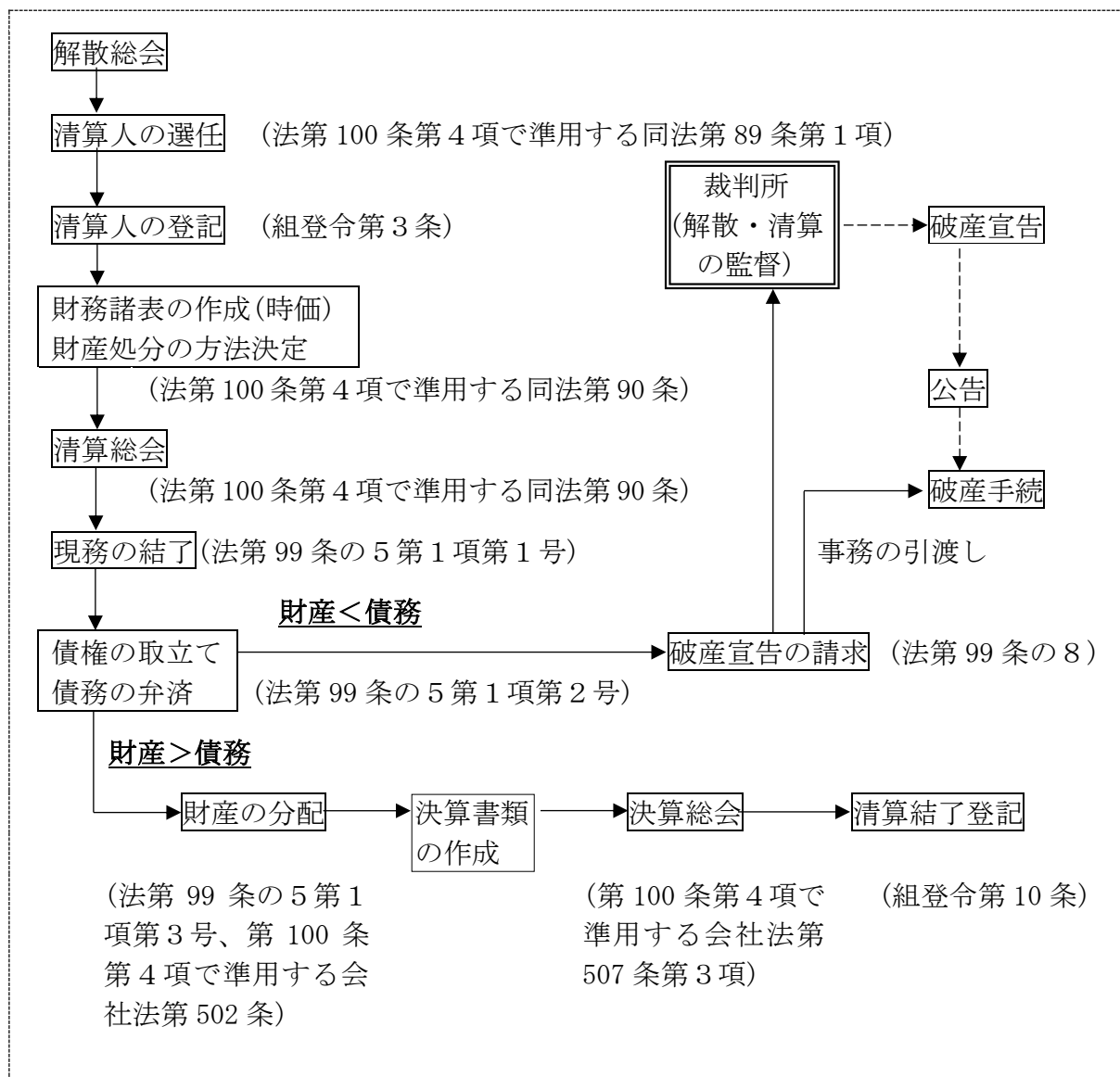
都道府県知事は、組合の主たる事務所を管轄する登記所に解散の登記を嘱託します。
(組登令第 14 条第 5 項)・・・【様式 9】

第2 生産森林組合の清算（森林組合の清算を準用）

1 清算の意味

- (1) 清算とは、組合が解散（合併の場合を除く。）したとき、その残務の処理と財産関係を整理することです。
- (2) 清算手続は、第三者の利害に関係するものであり、确实適正に行う必要があります。
- (3) これに関する法の規定は原則として強行規定であり、定款又は総会の決議によっても変更できません。
- (4) 組合の清算については、裁判所の監督に属します。（法第99条の9第1項）
- (5) 裁判所は行政庁に対して意見を求め、又は調査を囑託することができ、一方、行政庁は裁判所に対して意見を述べるすることができます。（法第99条の9第3項及び第4項）

2 生産森林組合の清算手続フロー図



3 清算の具体的手続

(1) 清算人の選任

組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事がその清算人となりますが、総会において特に理事以外の者を選任した場合には、その者が清算人となります(法第100条第4項で準用する同法第89条第1項)。なお、清算人の員数は特に規定されていません。

(2) 清算人の職務権限

清算人は、解散前の代表機関であった理事に代わるものであり、清算事務の執行を職務とします。

(3) 清算人の登記

ア 清算人は、清算の目的の範囲内における代表権限を有することから、清算人に就任した者についての代表者変更登記をします。(組登令第2条第2項第4号及び第3条)

a 清算人が1人である場合には、その清算人を登記することになります。

b 複数の清算人が置かれた場合には、全ての清算人を登記することになります。

イ 登記の申請に必要な添付書類は定款のほか、総会において理事以外の者を清算人に選任した場合には、

① 清算人選任に関する総会の議事録

② 清算人の就任承諾書

が必要となります。

(4) 清算開始における財務諸表等の作成

ア 清算人は、就任後遅滞なく、組合財産の状況を調査し、これを明らかにしなければなりません。

これは、資産等の財産について、清算財産目録、清算貸借対照表を解散時の時価により作成するとともに、財産の処分の方法を定めることにより行います。(法第100条第4項で準用する同法第90条)

イ 資産等の評価方法

① 動産、不動産・・・・・・売却見込額による

② 債 権・・・・・・回収見込額による

③ 銀行預金・・・・・・借入金との相殺後の金額

④ 取引先債権・・・・・・債権債務の相殺後の金額

⑤ 負債・・・・・・弁済を要する債務

ウ 清算の終了までに要しなければならない諸費用としては、

① 清算人の報酬

② 清算事務所の費用

③ 清算総会、決算総会に係る諸費用

④ 残余財産の分配に伴う通信費、送金費

⑤ 年度の所得に対する法人税等の申告納税の費用

⑥ 登記等に要する費用

が見込まれます。

(5) **清算総会**

- a 清算人が作成した財務諸表(財産目録、貸借対照表)や財産処分の方法について、これを総会に提出してその承認を求めなければなりません。(法第 100 条第 4 項で準用する同法第 90 条)

この場合の財産目録及び貸借対照表は、解散時の時価によって作成します。

- b 総会招集の通知は、その総会の 10 日前までに、その会議の目的たる事項を示して発します。(法第 100 条第 2 項で準用する同法第 60 条の 3 第 1 項)

なお、総会の定足数については、正組合員の 2 分の 1 以上ですが、定数に満たない場合であって、20 日以内に更に総会を招集した場合には、2 分の 1 未満でも議事を開き決議することができます。(定款例第 40 条第 2 項)

(6) **現務の結了** (法第 99 条の 5 第 1 項第 1 号)

清算人は、組合が解散当時に未了になっている事務を終結しなければなりません。そのために必要な新たな取引もこれに含まれます。

(7) **債権の取立て** (法第 99 条の 5 第 1 項第 2 号)

清算人は、組合が解散当時有していた一切の債権の取立てを行わなければなりません。弁済期にあるものは即時に取り立てるとともに、弁済期に達していない期限付き債権や条件付き債権は、競売等による処分を行う必要があります。

また、取立ては弁済の受領だけでなく、そのための和解、相殺、債権譲渡なども含まれます。

(8) **債務の弁済** (法第 99 条の 5 第 1 項第 2 号)

清算人は、組合債権者に対し債務の弁済を公平かつ迅速に行う必要があります。

- a 清算人は、就任した日から 2 ヶ月以内に少なくとも 3 回の官報公告をもって、債権者に対し、一定期間(除斥期間：2 ヶ月以上)内に弁済の債権の申出を行うよう催告します。(法第 99 条の 6 第 1 項及び第 4 項)

- b 公告には、債権者が期間内に申出をしないときは、その債権は清算から除斥される旨を付記することが必要です。(法第 99 条の 6 第 2 項)

- c 清算人は、知っている債権者に対して各別にその債権の申出を催告しなければなりません。この催告は a と異なり除斥のためのものではないため、債権の申出がないことを理由に清算から除斥することはできません。(法第 99 条の 6 第 3 項)

- d 除斥期間中に申出がなかった債権者から、除斥期間後に弁済の請求があった場合は、期間内に申し出た債権者に対する債務の完済後及び c に掲げる債務の完済後において、まだ分配されていない残余財産の範囲内で応じる必要があります。(法第 99 条の 7)

(9) **残余財産の分配**

- a 清算人は一連の手続が終わってもなお、未分配の財産がある場合には、組合員に対し残余財産の分配を行います。

また、争いのある債務については、その弁済のために必要と認められる財産を留保して、その余りの財産を組合員に分配できます。(法第 99 条の 5 第 1 項第 3 号及び法 100 条第 4 項で準用する会社法第 502 条)

- b 分配方法としては、組合員の出資額(持分)に応じて配分することとなります。

- c 住所不明の組合員に対する残余財産の分配は、その分配額を供託所（法務局）に供託することによって処理し、この供託によって解散組合の住所不明組合員に対する残余財産分配金支払債務は消滅します。（民法第 494 条第 2 項）

(10) **清算時の課税**

- a 組合の清算時の課税関係は、以前は清算所得（清算終了時の残余財産の価格が、清算時の資本等の金額と利益積立金等の合計額を超える場合）がある場合に生じていましたが、平成 22 年度税制改正により、清算所得課税は廃止され、解散後の各事業年度において所得に対する法人税が課税されます。
- b 組合の財産（山林等）を取得価格によって評価していたものを、解散時の時価によって評価換えしたことにより生じた差額（利益）について、事業年度の所得として課税されることとなります。
- c 解散によって組合員に金銭以外の資産（例えば山林）などが分配されることがありますが、この場合、土地の取得や土地の保有についても課税されることとなります。
- d 具体的には、解散した年度には、法人税、法人事業税、法人住民税が、組合員が出資額以上に分配を受けた場合には、その超過分（みなし配当）について、所得税が課税され、土地等の分配を受けた場合には、登録免許税、不動産取得税、固定資産税が課税されます。

(11) **決算総会**

清算人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく決算報告を作成します。そして、決算報告を総会に提出し、その承認を受けなければなりません。（法第 100 条第 4 項で準用する会社法第 507 条）

総会招集の通知は、その総会の 10 日前までに、その会議の目的たる事項を示して発します。（法第 100 条第 2 項で準用する同法第 60 条の 3 第 1 項）

なお、総会の定足数については、正組合員の 2 分の 1 以上ですが、定数に満たない場合であって、20 日以内に更に総会を招集した場合には、2 分の 1 未満でも議事を開き決議することができます。（定款例第 40 条第 2 項）

(12) **清算終了登記**

- a 清算人は、清算が終了したときには、清算終了の日（決算報告書が承認された総会の日）から 2 週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければなりません。（組登令第 10 条）
- b 登記の申請書には、清算が終了したことを証する書面（決算報告書が承認された総会の議事録等）を添付します。（組登令第 23 条）

第3 生産森林組合から他の組織形態への組織変更

1 組織変更の目的

(1) 株式会社、合同会社への組織変更

ア 組合の中には、森林の経営事業を積極的に行っているものの、組合員のみでは十分な労働力を確保できず、組合員以外の労働力を用いて更なる事業の多角化や事業規模拡大を図る意向を持っている一方、組合に求められる事業範囲や常時従事義務の制限等が支障となっている場合があります。

イ このような組合については、組合員の意向を尊重しつつ、組合の経営状況等の実態を踏まえ、法第100条の2ほか関係規定に基づき、より積極的かつ自由な経済活動を行うことができる株式会社及び合同会社へ組織変更することができます。

(2) 認可地縁団体への組織変更

ア 組合員の高齢化や不在村化等により活動が低位となり、組合自ら森林の経営事業を行い得る体制を維持できなくなってきたり、森林の維持管理を行う意思はあるものの、組合に求められる常時従事義務等が果たせず、森林組合等他の事業体へ森林施業の大半を委託せざるを得ない場合等があります。

イ このような組合については、組合所有の森林を引き続き保有し、維持管理することを主目的とする新たな法人形態への移行を望む場合には、組合員の意向を尊重しつつ、組合の運営状況や所有森林等の実態を踏まえ、法第100条の19ほか関係規定に基づき、認可地縁団体へ組織変更することができます。

ウ 認可地縁団体は、町又は字の区域等に住所を有する者により構成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行っていることから、各地域に一つ存在するのが通常であると考えられますが、区域が重複する団体の認可については、区域としてのまとまりや活動内容等、地域の事情を勘案しながら、地方自治法上の認可要件に該当しているか否か判断されることとなります。

※ この項において、表記は以下のとおり

森林組合法・・・「法」

森林組合法施行令・・・「施行令」

森林組合法施行規則・・・「施行規則」

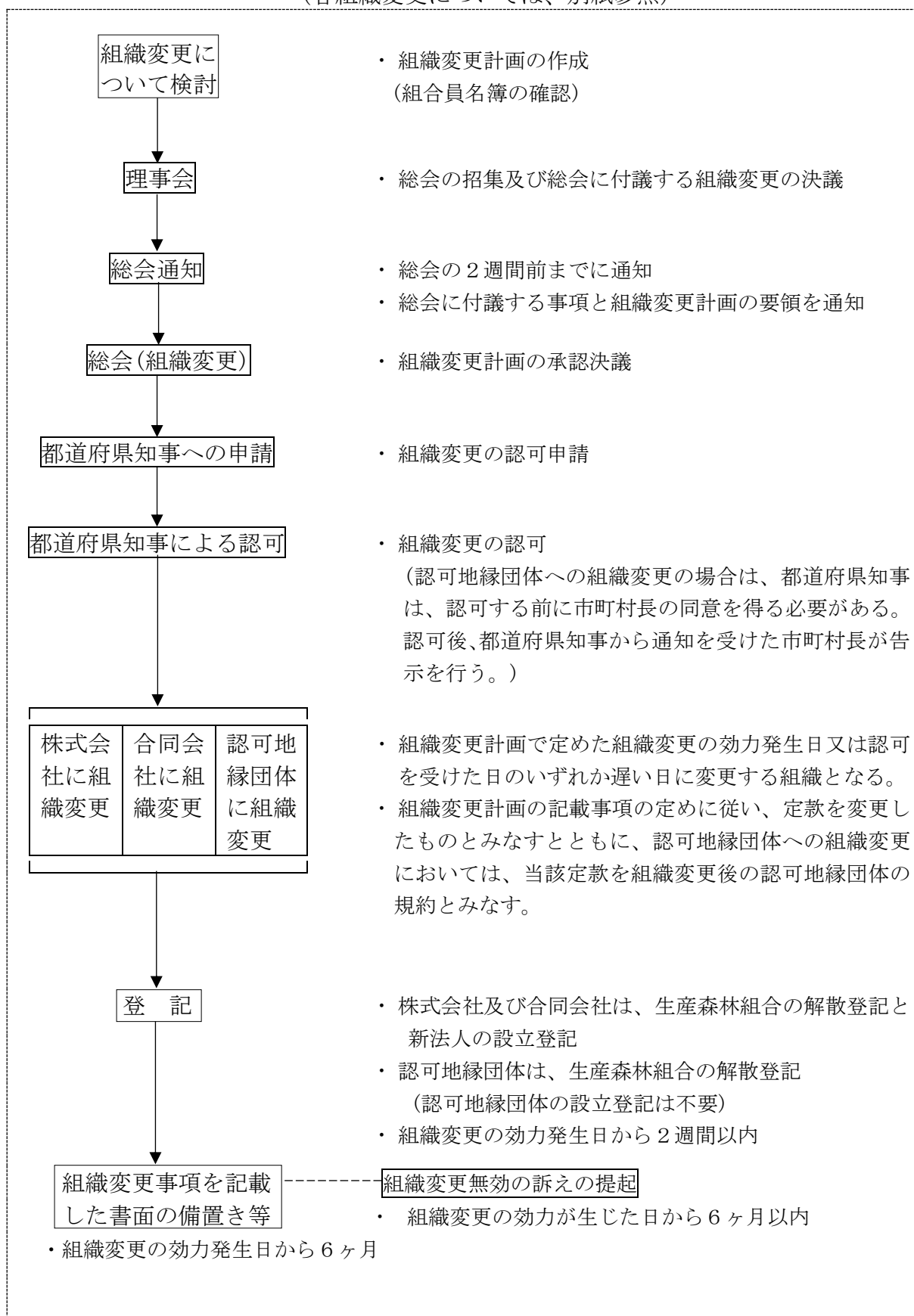
組合等登記令・・・「組登令」

森林組合法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する省令

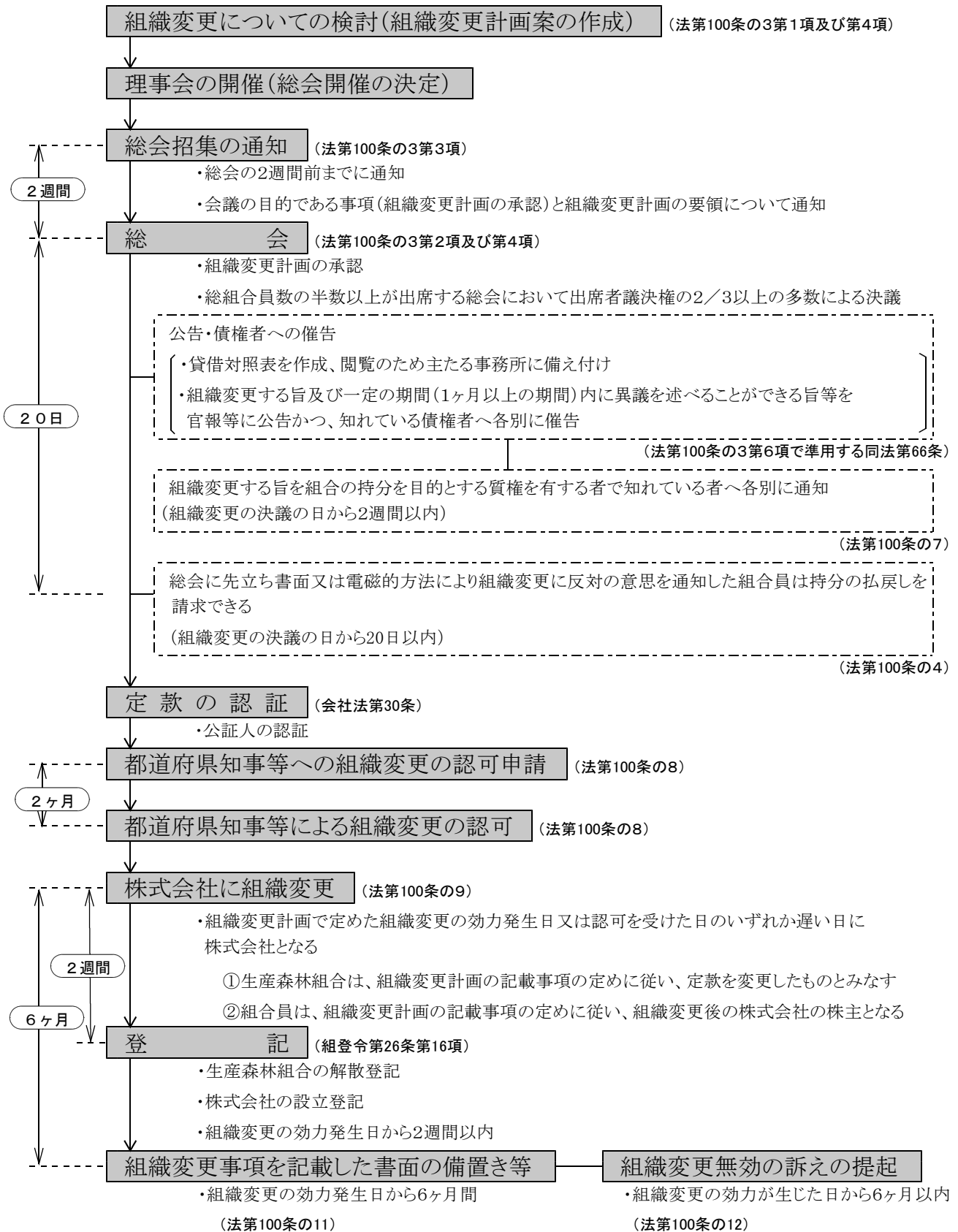
・・・「共同省令」

2 生産森林組合の組織変更手続フロー図

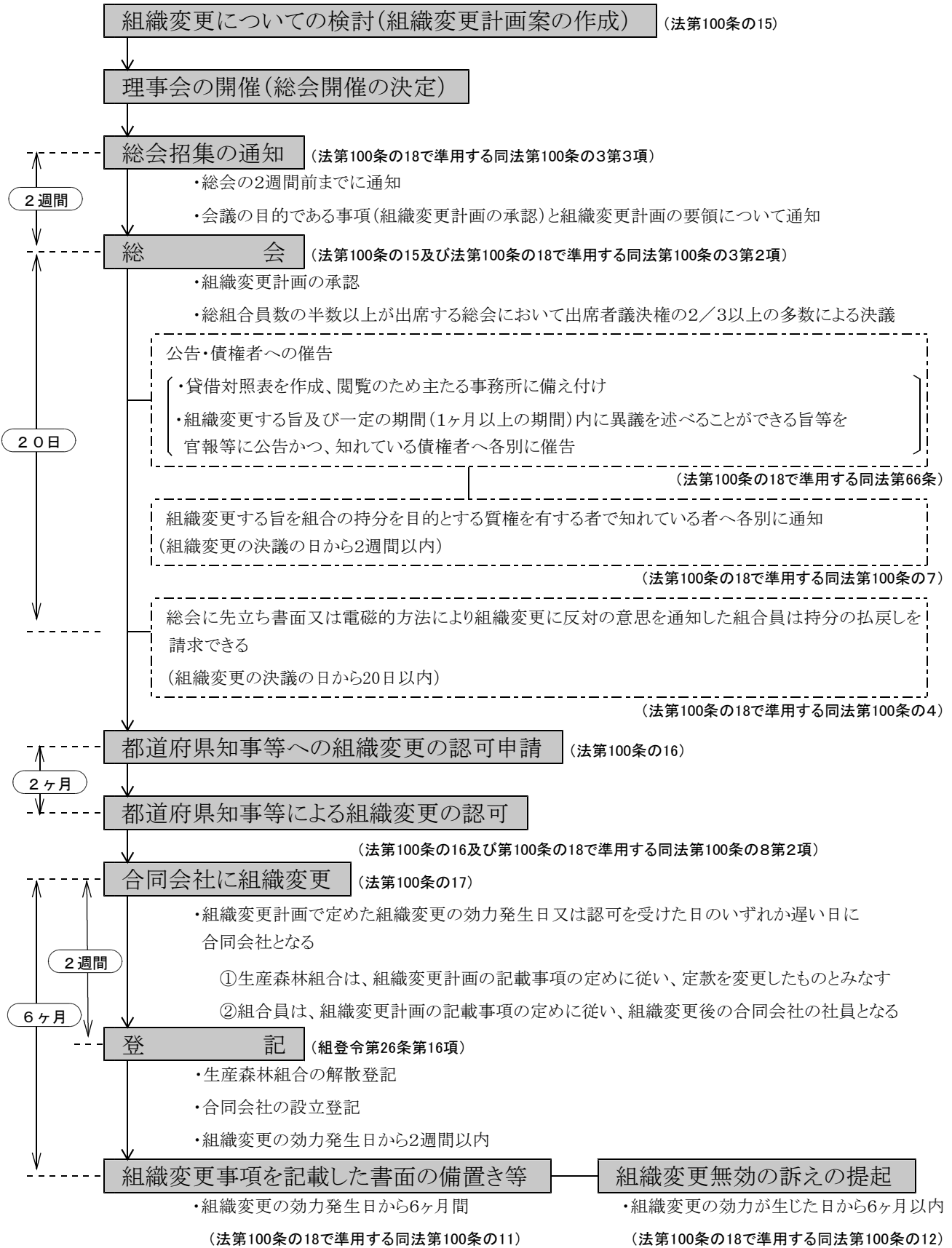
(各組織変更については、別紙参照)



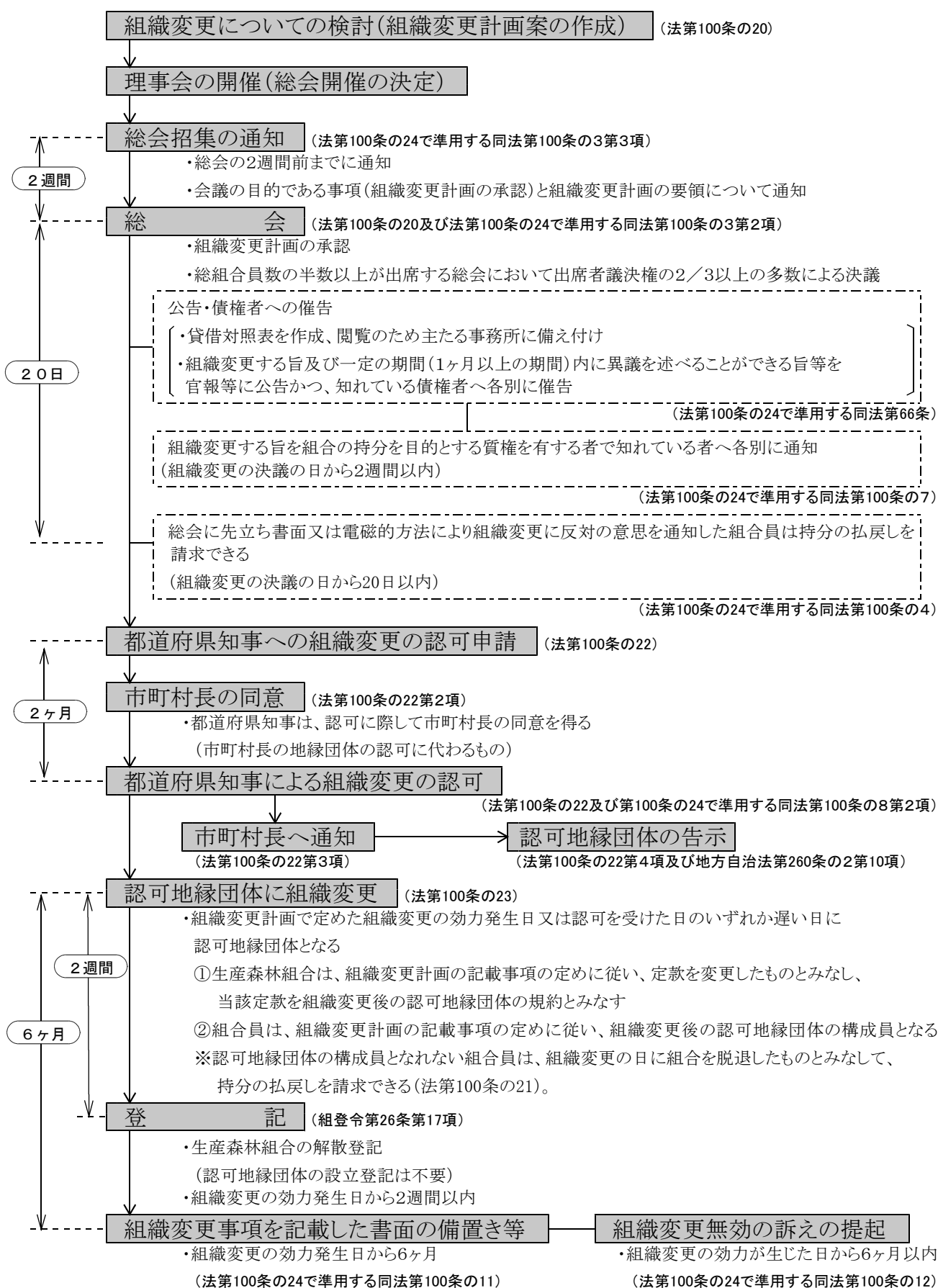
生産森林組合から株式会社への組織変更手続



生産森林組合から合同会社への組織変更手続



生産森林組合から認可地縁団体への組織変更手続



3 組織変更の具体的手続

(1) 組織変更の検討

組合が組織変更を行うに当たり、組合員名簿の確認と整理を行った上で、最初に役員を中心とした組織変更検討委員会（仮称）等を設置し、組合の経営状況や今後の運営の見通し、森林の現況、組合員の意向等について調査・整理・調整などを行い、それらを踏まえつつ、望ましい組織形態への組織変更の検討を行います。

(2) 組織変更計画の作成

法の規定に基づき、組織形態に応じ、以下の事項を内容とする組織変更計画案を作成します。

① 株式会社（法第 100 条の 3 第 4 項各号）・・・【様式 10、11】

- ・組織変更後の株式会社（以下「株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
- ・前述までのほか、株式会社の定款で定める事項
- ・株式会社の取締役の氏名
- ・以下のイ～ハの区分に応じて、定める事項
 - イ 株式会社が会計参与設置会社の場合
会計参与の氏名又は名称
 - ロ 株式会社が監査役設置会社の場合（監査役は監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）
監査役の氏名
 - ハ 株式会社が会計監査人設置会社の場合
会計監査人の氏名又は名称
- ・組合員が組織変更の際して取得する株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法
- ・組合員に対する前述の株式の割当てに関する事項
- ・株式会社が組織変更をする組合の組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときは、その額又はその算定方法
- ・組合員に対する前述の金銭の割当てに関する事項
- ・株式会社の資本金及び準備金に関する事項
- ・組織変更がその効力を生ずべき日
- ・その他農林水産省令で定める事項（施行規則第 105 条）
〔 株式会社の所有する森林の経営に関する事項 〕
〔 株式の譲渡の制限に関する方法 〕

② 合同会社（法第 100 条の 15 第 2 項各号）・・・【様式 10、12】

- ・組織変更後の合同会社（以下「合同会社」という。）の目的、商号、本店の所在地
- ・合同会社の社員の氏名及び住所
- ・合同会社の社員の全部を有限責任社員とする旨
- ・合同会社の社員の出資の価額
- ・前述までのほか、合同会社の定款で定める事項
- ・合同会社が組織変更をする組合の組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときは、その額又はその算定方法
- ・組合員に対する前述の金銭の割当てに関する事項
- ・合同会社の資本金に関する事項
- ・組織変更がその効力を生ずべき日
- ・その他農林水産省令で定める事項（施行規則第 105 条の 4）
合同会社の所有する森林の経営に関する事項

③ 認可地縁団体（法第 100 条の 20 第 2 項各号）・・・【様式 10、13】

- ・認可地縁団体の規約で定める事項

- ・認可地縁団体の構成員の氏名及び住所
- ・認可地縁団体の代表者の氏名
- ・認可地縁団体に監事を置くときは、監事の氏名
- ・認可地縁団体が組織変更をする組合の組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときは、その額又はその算定方法
- ・組合員に対する前述の金銭の割当てに関する事項
- ・組織変更がその効力を生ずべき日
- ・その他農林水産省令・総務省令で定める事項（共同省令第1条）
認可地縁団体の所有する森林の維持管理に関する事項

(3) 検討すべき事項

ア 各々、組合の実状、山林の状況などを踏まえ、以下のような事項を検討する。（基本的な事項を参考に示しています。）

- ・組合員の確認及び名簿の整理
- ・現在の経営状況や今後の組合運営の見通しや方向性
- ・現在の財産状況（財務諸表、財産目録等）
- ・組合員の意向調査確認
- ・山林の現況（面積・樹種・林齢（人・天別等）、路網整備状況、保安林指定状況など）
- ・森林の維持・管理状況と将来の管理方法や処分方法
- ・組織変更に係る費用
- ・定款又は規約の内容
- ・その他必要な事項

イ 参考として、組織変更ができる法人形態を示すと以下のとおりです。

（法人形態別の比較）

区分	株式会社	合同会社	認可地縁団体
根拠法	会社法	会社法	地方自治法
集団の性格	事業において営利を追求し、出資した株主に配当を行う集団であり、所有と経営が分離	原則として全社員（出資者）が自ら会社の業務執行に当たり、所有と経営が一致	一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体
構成員（出資者）	1名以上（制限なし）	1名以上（制限なし）	区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができ、その相当数の者が構成員となっていなければならない
出資者の責任範囲	有限責任（出資金額内）	有限責任（出資金額内）	—
設立・解散手続	官庁の許可・認可必要なし	官庁の許可・認可必要なし	市町村長の認可（解散の場合は必要なし）
意思決定・組織	株主総会	出資者	総会
代表機関	取締役又は代表取締役	必置機関無し 各出資者（又は業務執行社員）が代表	代表者（会長）
事業	制限なし	制限なし	制限なし（課税対象は収益事業のみ）
収益の配分・使途	出資比率	原則出資比率（定款で自由に決められる）	規定なし

(4) 組織変更に向けた具体的な手続

ア **組合員名簿の確認と整理**

現存する組合員名簿を行政庁等の支援を受けながら整理して、現時点における組合の実態を明らかにします。

- ① 組合員資格届出の公告・・・【様式 1】
- ② 組合員に対して資格届出書の発送・・・【様式 2-1、2-2】

イ **理事会（又は役員会等）の開催**

定款例第 31 条に基づき理事会（又は役員会等）を招集します。

- a 組合長が招集しますが、組合長が不在の場合は定められた順位の者が招集することになります。（定款例第 30 条第 2 項）
- b 理事が任期満了又は辞任により退任している場合であっても、新たな理事が選任されないまま放置されているときは、引き続き理事としての権利義務を有するので、その者が招集できます。（法第 100 条第 2 項で準用する同法第 52 条の 2）
- c 理事が不在の場合は行政庁が仮理事を選任することになります。（法第 98 条の 6）

ウ **理事会（又は役員会等）における決議**

（理事会が設置されていない場合は、役員の中で協議・調整を行います。）

- a 組織変更計画案及び組織変更計画の要領を作成し、同計画について総会付議事項として決定します。（組合で作成が困難な場合は、外部（司法書士等）に委託し、作成することとなります。）
- b 事前に行行政機関等と協議し、意思疎通を図っておくことも重要です。
- c 理事会の議事は、
 - ① 組織変更計画を総会付議事項として採択（理事の過半数が出席、その理事の過半数で可決（定款例第 31 条第 3 項）
 - ② 総会開催日の決定を決議し、理事会の議事録を作成します。

エ **総会の招集**（法第 100 条の 3 第 3 項（第 100 条の 18 又は第 100 条の 24 において準用する場合も含む。））

総会開催日の 2 週間前までに

- ① 会議の目的たる事項（組織変更計画の承認）及び組織変更計画の要領
- ② 日時
- ③ 場所

を書面をもって通知します。

※なお、組織変更の決議は、総代会で行うことはできません。

（法第 100 条第 2 項で準用する同法第 65 条第 6 項）

オ **総会（組織変更）**（法第 100 条の 3、第 100 条の 15 及び第 100 条の 20）

a 総会に必要な資料は、

- ① 組織変更計画案
- ② 財務書類（財産目録、損益計算書、貸借対照表）
- ③ 定款・・・【様式 14、15】

④ 規約等・・・【様式 16】

であり、①の計画案を総会で決議し、承認を受けることが必要となります。

- b 組織変更計画の決議に当たっては、特別決議事項の決議によるものとされ、総組合員の半数以上が出席し、出席者の議決権の3分の2以上の多数で決しなければなりません。
(法第100条の3第2項(第100条の18又は第100条の24において準用する場合も含む。))

カ **公告・知っている債権者への催告**

- a 組合の債権者は、当該組合に対し、組織変更について異議を述べることができます。
- b 組合は、あらかじめ、債権者に対して、組織変更する旨及び一定期間(1ヶ月以上の期間)内に異議を述べる事が出来る旨等を官報に公告するとともに、知っている債権者には各別に催告しなければなりません。
- c なお、この手続については、手続を開始する時期について特に定めはなく、行政庁に対する組織変更の認可申請のときまでに終了すればよいとされています。
- d 債権者が前述の期間内に異議を述べなかったときは、組織変更を承認したものとみなされます。
- e 債権者が異議を述べたときは、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければなりません(ただし、その債権者を害するおそれがないときは、この限りではありません。)

※ これは、組織変更により事業内容や法人形態などが大きく変わり、組合に対する債権者に大きな影響を与えることもあることから、当該債権者が組織変更等について異議を述べる事ができることとしているものです。

(法第100条の3第6項、第100条の18又は第100条の24において準用する同法第66条、第67条第1項及び第2項)

キ **持分の払戻請求権**

(法第100条の4(第100条の18又は第100条の24において準用する場合を含む。)及び第100条の21)

- a 総会に先立って、組織変更する組合に対し、書面をもって組織変更反対の意思を通知した組合員は、持分の払戻請求ができます。ただし、組織変更の決議の日から20日以内に書面での請求が必要です。
- b 持分の払戻請求を行ったことにより、組織変更の日組合を脱退することができます。なお、定款の定めにかかわらず持分の全部の払戻しを請求することができます。
- c aの通知や請求は、組合の承諾があればメール等による電磁的方法でも可能です。
- d 認可地縁団体へ組織変更する組合員で認可地縁団体の構成員となることのできない者(一定の区域外に住所を有する者等)は、組織変更の日当該組合を脱退したものとみなし、持分の全部の払戻しを請求することができます。

ク **組合員への株式等の割当て**

株式会社等へ組織変更する場合は、組織変更をする組合の組合員は、組織変更計

画の定めるところにより、組織変更後株式会社等の株式等の割当てを受けることとなります（ただし、前述の払戻請求をしている者その他政令で定める者※は除きます）。（法第 100 条の 5 第 1 項（第 100 条の 18 又は第 100 条の 24 において準用する場合を含む。））

※政令で定める者（施行令第 11 条第 1 項及び第 3 項）

組織変更前の組合から任意脱退（法第 100 条第 1 項で準用する法第 36 条第 1 項）することとなる組合員

ケ **定款の認証**

株式会社へ組織変更する場合は、作成した定款について公証人の認証を受ける必要があります（※合同会社への組織変更は不要）。（会社法第 30 条）

コ **組織変更の認可申請**

a 総会の終了後、行政庁へ組織変更の認可を申請します。

（法第 100 条の 8、第 100 条の 16 及び第 100 条の 22、共同省令第 2 条第 2 項）

…【様式 17（株式会社、合同会社）、様式 18（認可地縁団体）】

b 組織変更認可申請書に添付する書類（株式会社、合同会社）

① 組織変更計画

② 最終事業年度に係る貸借対照表（各事業年度に係る法第 98 条の 9 第 1 項に規定する貸借対照表につき同条第 6 項の承認を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）（最終事業年度がない場合にあつては、その旨を記載した書面）

③ 総会議事録

④ 定款等

c 組織変更認可申請書に添付する書類（認可地縁団体）

（共同省令第 2 条）

① 組織変更計画（法第 100 条の 20 第 1 項の組織変更計画をいう。②において同じ。）の内容を記載した書面又はその謄本

② 組織変更計画を承認した総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

③ 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、その旨を記載した書面）

④ 法第 100 条の 24 において読み替えて準用する法第 66 条第 2 項の規定による公告及び催告（同条第 3 項の規定により公告を官報のほか法第 8 条の 2 第 2 項の規定による定款の定めに従い同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに掲げる公告の方法によりする場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、法第 100 条の 24 において準用する法第 67 条第 2 項の規定により当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は組織変更（法第 100 条の 20 第 1 項に規定する組織変更をいう。）をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

⑤ 組織変更後認可地縁団体の規約となるべきもの

⑥ 組織変更後認可地縁団体の構成員となるべき者の名簿

- ⑦ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書面
- ⑧ 法第 100 条の 20 第 2 項第 7 号の日（組織変更がその効力を生ずべき日）について変更があったときは、その変更を証する書面
- ⑨ その他参考となるべき事項を記載した書面

※ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 44 号）により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部が改正され、認可地縁団体の認可の目的を見直し、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けることができるものとされました。この改正に伴い、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）が改正され、地縁による団体が当該認可を受けるための申請における添付書類について、保有資産目録及び保有予定資産目録を不要とすることとされたところです。

以上を踏まえ、組合からの認可地縁団体への組織変更の認可申請における添付書面についても、保有資産目録及び保有予定資産目録を不要とすることとされました。

一方で、法第 100 条の 20 に規定する組織変更計画の記載事項である「認可地縁団体の所有する森林の維持管理に関する事項」の前提となる情報として、組合の保有する森林の所在や面積、権原等を都道府県が把握する必要性が生じることも考えられます。

そのため、組織変更の認可を行う都道府県は、適切な森林管理を確保する観点から必要と認めるときは、認可申請を行おうとする組合に対し、「認可地縁団体の所有する森林の維持管理に関する事項」の前提となる情報として、保有森林に関する情報（所在、面積、権原等）を記載した組織変更計画の提出を求めることも差し支えありません。

サ 組織変更の認可

- a 組織変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じません。
（法第 100 条の 8 第 1 項、第 100 条の 16 及び第 100 条の 22 第 1 項）
- b 行政庁は申請書を受理した日から 2 ヶ月以内に、認可又は不認可の通知を発しなればなりません。（法第 100 条の 8 第 2 項（第 100 条の 18 又は第 100 条の 24 において準用する場合も含む。））…【様式 19】
- c 認可地縁団体への組織変更については、
 - ① 認可地縁団体の認可権者である市町村長においても、組織変更の適法性の確認をすることが必要なことから、組織変更の認可をしようとする都道府県知事は、組織変更後認可地縁団体の区域をその区域の全部又は一部とする市町村長の同意を得なければなりません。（法第 100 条の 22 第 2 項）
 - ② ①の場合に市町村長は、組織変更後認可地縁団体が、地方自治法第 260 条の 2 第 2 項第 1 号から第 3 号までの要件に該当し、また、組織変更計画において、法第 100 条の 20 第 2 項第 1 号に掲げる事項として、地方自治法第 260 条の 2 第 3 項各号に掲げる事項（規約の必要的記載事項）が定められていれば、同意しなければならないこととなっています。（法第 100 条の 22 第 2 項）

- ③ 都道府県知事が組織変更の認可を行った場合には、その旨を当該市町村長に通知し、その通知を受けた市町村長は組織変更後認可地縁団体について、遅滞なく告示することになります。(法第 100 条の 22 第 3 項及び第 4 項) …【様式 20】

この告示は、認可を受けたこと及び告示事項について第三者に対抗することができるようにするためのものですので、当該認可を行う都道府県知事は、当該通知を受ける市町村長が当該認可と同日に当該告知を行うことができるよう、当該市町村長との間で事前に連絡調整等を行ってください。

シ **組織変更の効力発生日等**

- a 組織変更をする組合は、組織変更計画で定めた組織変更の効力発生日又は認可を受けた日のいずれか遅い日に、株式会社、合同会社又は認可地縁団体となります。(法第 100 条の 9 第 1 項、第 100 条の 17 第 1 項及び第 100 条の 23 第 1 項)
- b 組合は、組織変更計画の記載事項の定めに従い、定款を変更したものとみなします。認可地縁団体においては、当該定款を組織変更後の認可地縁団体の規約とみなします。(法第 100 条の 9 第 2 項、第 100 条の 17 第 2 項及び法第 100 条の 23 第 2 項)
- c 組合員は、株式会社においてはその会社の株主となり、合同会社においてはその会社の社員となり、認可地縁団体はその団体の構成員となります。(法第 100 条の 9 第 3 項、第 100 条の 17 第 3 項及び第 100 条の 23 第 3 項)
- d 会社法第 780 条の規定(組織変更の効力発生日の変更)は、組織変更の効力発生日について準用します。組合は、効力発生日の変更を行った場合、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日)の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければなりません。(法第 100 条の 9 第 4 項(第 100 条の 18 又は第 100 条の 24 において準用する場合も含む))
- e 組織変更の効力発生日の変更に当たっては、公告前に効力発生日の変更を行政庁へ必ず報告願います。

なお、組織変更の効力発生日の変更を認める趣旨は、債権者異議手続等の遅滞により、計画書記載の効力発生日に間に合わないといった事態を防止するためであるという点を御留意願います。

ス **登記**

- a 組織変更の効力発生日から、主たる事務所又は本店の所在地においては 2 週間以内(その従たる事務所又は支店の所在地においては 3 週間以内)に登記しなければなりません。(組登令第 26 条第 16 項及び第 17 項) …【様式 21、22、23】
- b 株式会社及び合同会社への組織変更の場合は、法人である組合の解散登記と、新法人の設立登記が必要になります。
認可地縁団体への組織変更の場合は、法人である組合の解散登記が必要になりますが、設立登記は不要です。
- c 認可地縁団体への組織変更の登記手続については、認可地縁団体の代表者が申請します。その際、その印鑑を登記所に提出する必要はありません。(組登令第 26 条第 21 項)

- d 一方、登記申請書又は代理人の権限を証する書面には、添付書類である認可地縁団体の代表者の印鑑証明書と同一の印鑑を押印することが必要です。(組登令第26条第22項第3号)
- e 株式会社への組織変更の登記申請に必要な書類としては、
(組登令第26条第19項及び第23項並びに商業登記規則第61条第7項)
- ① 組織変更計画書
 - ② 定款
 - ③ 組合の総会議事録
 - ④ 行政庁の組織変更認可証
 - ⑤ 取締役等の就任承諾書
 - ⑥ 取締役等の本人確認証明書
 - ⑦ 代表取締役の選定に関する書面
 - ⑧ 債権者保護手続に関する書面
 - ⑨ 代理人申請に当たってはその権限を証する書面等
 - ⑩ 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面
 - ⑪ 会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第54条第2項各号に掲げる書面
- f 合同会社への組織変更の登記申請に必要な書類としては、
(組登令第26条第20項及び第23項)
- ① 組織変更計画書
 - ② 定款
 - ③ 組合の総会議事録
 - ④ 総社員の同意書
 - ⑤ 行政庁の組織変更認可証
 - ⑥ 債権者保護手続に関する書面
 - ⑦ 代理人申請に当たってはその権限を証する書面等
- g 認可地縁団体への組織変更の登記申請に必要な書類としては、
(組登令第26条第22項及び第23項)
- ① 組織変更計画書
 - ② 認可地縁団体の代表者の資格を証する書面
 - ③ 認可地縁団体の代表者の印鑑証明書
 - ④ 行政庁の組織変更認可証
 - ⑤ 債権者保護手続に関する書面
 - ⑥ 代理人申請に当たってはその権限を証する書面等

セ **組織変更に係る書面等の事後開示**

(法第100条の11(第100条の18又は第100条の24において準用する場合を含む。))

- a 組織変更の効力発生日から6ヶ月の期間は、組織変更前の組合員や組織変更を承認しなかった債権者等に対して、組織変更の無効の訴えを認めることとしています。
- b 無効の訴えを提起することができる者等が、組織変更に関する重要な事項が確認できるよう、組織変更後の株式会社や合同会社、認可地縁団体において、効力

発生日から6ヶ月間は、組織変更に関する事項（組織変更の内容、貸借対照表、債権者の異議申立手続の経過、効力発生日等）を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を備え置いて、営業時間内は、いつでも閲覧できるようにしなければなりません。

ソ **組織変更の無効の訴えの提起**

（法第100条の12（第100条の18又は第100条の24において準用する場合を含む。）において準用する会社法第828条第1項（第6号に係る部分に限る。）及び第2項（第6号に限る。）、第834条（第6号に係る部分に限る。）等）

組合の法人形態の変化を伴う組織変更について、その無効の訴えの出訴期間や原告適格に一定の制限を設けることとしています。

タ **組織変更時の課税**

- a 組合の財産（山林等）の所有権移転登記をする場合は、登録免許税が課税されることとなります。
- b 組合の財産（山林等）を既存組織へ所有権移転する場合には、不動産取得税が課税されることとなりますが、組織変更の場合は、所有権移転が生ぜず、商号の書き換えに過ぎないため課税されません。
- c 認可地縁団体は、市町村条例等により収益事業を行わない場合、固定資産税や法人税均等割の減免措置を受けることがあります。

第 4 参 考

様 式

※本様式は、参考に示したものであります。各関係機関と調整したものではありませんので、ご留意願います。

(様式1)

公 告

当組合の組合員名簿の調整のため、下記により届け出られたく公告する。

年 月 日

〇〇生産森林組合
代表理事組合長 〇〇〇〇

記

1 届け出るべき者

- (1) 現に当組合の組合員である者
- (2) 当組合の組合員名簿に登載されている者で、既に死亡したのものについては、その相続人
- (3) 当組合の組合員名簿に登載されている者で、既に出資持分の全部を他に譲渡したことにより組合員でなくなったもの

2 届け出るべき事項

- (1) 当組合の組合員名簿に登載されている事項の内容に変更のない場合は、その旨
- (2) 当組合の組合員名簿に登載されている事項の内容に変更のある場合は、変更の内容及び変更の事由
- (3) 当組合の組合員名簿に登載されている者で、既に組合員でなくなった場合は、その旨及びその事由

3 届出に要する書面

別添第1号様式から第4号様式までのいずれかによる

4 届出先

当組合あてに郵送又は直接届け出るものとする。

5 届出期間

年 月 日より 年 月 日までとする。

6 届出のない場合の措置

期限までに届出のない場合は、原則として、当組合の組合員でなくなったものとして、当組合の定款に定めるところにより、脱退の処理をするものとする。

(様式2-1)

組合員名簿登載者に対する組合からの通知文の例 (通常活動組合の場合)

	年 月 日
〇〇〇〇 殿	〇〇生産森林組合 代表理事組合長 〇〇〇〇
〇〇生産森林組合組合員資格に係る届出について	
<p>平素、生産森林組合の業務運営につきまして格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、貴殿についての当組合の組合員名簿は別紙-1のとおりと相成っておりますが、組合員名簿に登載されている方々の中には物故者等も多く、本来は、相続若しくは出資持分の譲渡があった場合、組合員資格を失った場合又は脱退する場合には、当組合の定款第9条、第10条、第12条及び第13条(別紙-2 定款抜粋参照)の規定に基づいて手続を行うことになっておりますが、これまで組合への手続が滞っていたために、当該名簿のとおりとなっております。</p> <p>何分にもこのままでは現状にそぐわないのみか、将来ますます組合員及びその出資金等が不明確となるおそれがありますので、当組合役員会で協議の結果、期間を限り組合員名簿の調整のために、下記により組合員資格に係る届出をしていただくことといたしました。</p> <p>つきましては、期限までに別添第1号から第4号までの様式のうちいずれかの用紙を使って、郵送又は直接、当組合に届け出てくださいようお願いいたします。</p> <p>なお、届出のない場合には、法定脱退の扱いとされ組合員でなくなり、出資金は当組合の財産として処理されることがありますのでお含みおきください。</p> <p>また、相続により組合員となる方、譲渡により出資持分に変更があった方又は組合員でなくなった方で、まだ当組合に手続をしていない(手続をしたか否か不明の場合を含む。)方については、この届出をもって加入申込、持分譲渡承認又は脱退の手続をとったものとして取り扱うこととしますので申し添えます。</p>	
記	
1 届出期間	年 月 日より 年 月 日
2 届出の様式	
(1) 組合員名簿と変わりのない場合……………	第1号様式
(2) 相続されている場合……………	第2号様式
(3) 出資持分の一部の譲渡により持分変更された場合……………	第3号様式
(4) 出資持分の全部の譲渡により組合を脱退された場合……………	第4号様式
3 記載上の注意	
(1) 組合員名簿中氏名(改名)と住所が変わっているだけの場合には、第1号様式を使用し、新旧両方を書いてください。	
(2) 相続された場合には、第2号様式を使用し、相続人の欄には相続人のうち相続加入される方(1人に限る。)について書いてください。	
(3) 出資持分の譲渡の場合は、	
① 持分の一部の譲渡の場合には、第3号様式を使用し、譲渡当事者連名により届け出ることとしてください。	
② 持分の全部の譲渡により組合を脱退された場合は、第4号様式を使用し、譲渡人より届け出ることとしてください。	

(様式2-2)

組合員名簿登載者に対する組合からの通知文の例 (休眠組合の場合)

	年 月 日
〇〇〇〇 殿	〇〇生産森林組合 代表理事組合長 〇〇〇〇
〇〇生産森林組合組合員資格に係る届出について	
<p>〇〇生産森林組合は、〇〇年に〇〇地区の森林所有者の協同組織として設立され、事業活動を行ってまいりましたが、近年、諸々の情勢の変化により活動を休止している状況にあり、組合員の方々にもご不便、ご迷惑をおかけしているところです。</p> <p>そこで今回、当組合の今後の在り方を真剣に検討するため、組合員名簿の確認及び調整をすることになりました。</p> <p>貴殿についての当組合の組合員名簿は別紙-1のとおりと相成っておりますが、組合員名簿に登載されている方々の中には物故者等も多く、本来は、相続若しくは出資持分の譲渡があった場合、組合員資格を失った場合又は脱退する場合には、当組合の定款第9条、第10条、第12条及び第13条（別紙-2定款抜粋参照）の規定に基づいて手続を行うことになっておりますが、これまで組合への手続が滞っていたために、当該名簿のとおりとなっております。</p> <p>つきましては、組合員資格に係る届出として、下記により、期限までに別添第1号から第4号までの様式のうちいずれかの用紙を使って、郵送又は直接、当組合に届け出てくださいようお願いいたします。</p> <p>なお、届出のない場合には、法定脱退の扱いとされ組合員でなくなり、出資金は当組合の財産として処理されることがありますのでお含みおきください。</p> <p>また、相続により組合員となる方、譲渡により出資持分に変更があった方又は組合員でなくなった方で、まだ当組合に手続をしていない（手続をしたか否か不明の場合を含む。）方については、この届出をもって加入申込、持分譲渡承認又は脱退の手続をとったものとして取り扱うこととしますので申し添えます。</p>	
記	
1 届出期間	年 月 日より 年 月 日
2 届出の様式	
(1) 組合員名簿と変わりのない場合……………	第1号様式
(2) 相続されている場合……………	第2号様式
(3) 出資持分の一部の譲渡により持分変更された場合……………	第3号様式
(4) 出資持分の全部の譲渡により組合を脱退された場合……………	第4号様式
3 記載上の注意	
(1) 組合員名簿中氏名（改名）と住所が変わっているだけの場合には、第1号様式を使用し、新旧両方を書いてください。	
(2) 相続された場合には、第2号様式を使用し、相続人の欄には相続人のうち相続加入される方（1人に限る。）について書いてください。	
(3) 出資持分の譲渡の場合は、	
① 持分の一部の譲渡の場合には、第3号様式を使用し、譲渡当事者連名により届け出ることとしてください。	
② 持分の全部の譲渡により組合を脱退された場合は、第4号様式を使用し、譲渡人より届け出ることとしてください。	

(別紙－ 1)

組合員名簿				
氏 名	住 所	加入年月日	出資口数	出資金額

(別紙－ 2)

〇〇生産森林組合定款(抜粋)	
(持分の譲渡制限)	
第 9 条	組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。
②	(略)
(相続加入)	
第 10 条	組合員の相続人であって、組合員である資格を有する者（相続人であって組合員である資格を有するものが数人あるときは、相続人の同意をもって選定された 1 人の相続人）が相続開始後 90 日以内に組合に加入の申出をしたときは、相続開始の時に組合員になったものとみなす。この場合には、被相続人の持分についての権利義務を承継する。
(届出義務)	
第 12 条	組合員は、その資格を失い、又は氏名若しくは住所に変更があったときは、直ちにその旨を組合に届け出なければならない。
(脱退)	
第 13 条	組合員は、事業年度末の 60 日前までにこの組合に書面により脱退の予告をし、その事業年度末に脱退することができる。
②	組織変更を決議する総会に先立ってこの組合に書面により組織変更反対の意思を通知した組合員は、組織変更の決議の日から 20 日以内に書面をもって持分の払戻しを請求することにより、組織変更の日に脱退することができる。
「備考」	
	本項の通知又は請求について、電磁的方法により行うことを認める組合にあっては、「なお、書面による通知又は請求は、組合の承諾を得て、電磁的方法により行うことができる。」を追加する。

(第1号様式)

組合員資格届出書

年 月 日

〇〇生産森林組合 〇〇〇〇 殿

氏 名

私の〇〇生産森林組合組合員資格については、下記組合員名簿の内容と相違ありませんので、その旨届け出ます。

記

組合員名簿の内容				
氏 名	住 所	加入年月日	出資口数	出資金額
(現)				
(旧)				

(備考) 点線の下には、改名又は住所変更があった場合に、変更前のものを書き加えること。

(第2号様式)

組合員資格（相続）届出書

年 月 日

〇〇生産森林組合 〇〇〇〇 殿

氏 名

私は、〇〇生産森林組合組合員名簿登載の故〇〇〇〇の死亡に伴い、下記出資金に係る持分を承継し、〇〇年度より相続加入しましたので、その旨届け出ます。

記

- 1 相続年月日 年 月 日
- 2 承継した出資持分等

組合員名簿の内容			相続人	
氏名	出資口数	出資金額	氏名	住所

(注) 相続を証明する書類を添付すること。

(第3号様式)

組合員資格（持分変更）届出書

年 月 日

〇〇生産森林組合 〇〇〇〇 殿

譲渡人 氏 名

譲受人 氏 名

私共は、〇〇生産森林組合に対する出資持分の一部を下記により譲渡し、持分を変更しましたので、その旨届け出ます。

記

1 譲渡年月日 年 月 日

2 譲渡した出資持分

出資証券番号	出資口数	出資金額

3 譲渡による変更後の出資持分等

	出資口数	出資金額	住 所
譲渡人			
譲受人			

(備考) 譲受人については、譲り受けた持分を加えて記載。

(第4号様式)

組合員資格（脱退）届出書

年 月 日

〇〇生産森林組合 〇〇〇〇 殿

氏 名

私は、〇〇生産森林組合に対する出資持分の全部を下記により譲渡し、組合から脱退しましたので、その旨届け出ます。

記

- 1 譲渡年月日 年 月 日
- 2 譲渡した出資持分等

譲 渡 し た 出 資 持 分			譲 受 人	
証券番号	出資口数	出資金額	氏 名	住 所

(様式3)

番 号
年 月 日

〇〇法務局 〇〇出張所長 殿

〇〇都道府県知事

登記簿謄本の請求について

森林組合法第114条の規定に基づく生産森林組合の解散命令に関し、下記の組合の登記簿謄本を必要とするので交付（郵送を希望する場合は”送付”）願いたい。

記

法人名	〇〇生産森林組合
所在地	〇〇〇〇〇

(施行注意)

郵送を希望する場合、切手を貼った返信用封筒を同封すること。

(様式4)

番 号
年 月 日

〇〇市町村長 殿
〇〇森林組合連合会 〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

事業停止の〇〇生産森林組合に対して解散を命ずることに係る意見聴取について

〇〇生産森林組合は長期間に渡って事業停止の状態にあり、森林組合法第114条第2号に該当するものと認めて解散を命ずる予定であるが、これについて貴職（会）のご意見を 年 月 日までにご回答ください。

(様式5)

番 号
年 月 日

〇〇生産森林組合
理事 〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

〇〇生産森林組合解散の命令に係る聴聞の通知について

森林組合法（昭和53年法律第36号）第114条に規定する解散の命令に際し、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり聴聞を行うので、下記期日に出頭の上意見を述べ、証拠書類又は証拠物（直近〇年の決算関係書類及びそれを承認した総会議事録、定款等（以下「証拠書類等」という。））がある場合には、それを提出するよう通知する。

なお、代理人が出席する場合には、委任状を提出されたい。

記

- 1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- 2 不利益処分の原因となる事実
- 3 聴聞の期日及び場所
- 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 5 主宰者の氏名及び職名

(教示)

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠処理等を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- (2) 聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。

(様式6)

年 月 日

〇〇都道府県

〇〇〇〇 殿

住 所

〇〇生産森林組合

理事 〇〇〇〇

陳 述 書

下記のとおり陳述書を提出します。

記

- 1 聴聞の件名
森林組合法第114条の規定に基づく解散命令に関する聴聞
- 2 解散命令の原因となる事実及び当該事案の内容についての意見

(様式7)

森林組合法第114条の規定に基づく解散の命令

住 所

組合名及び代表権を有する者の氏名

森林組合法第114条の規定に基づき、下記の理由により、貴生産森林組合に対し、解散を命ずる。

記

〔理 由〕

年 月 日

〇〇都道府県知事

(教示)

この処分について不服があるときには、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、都道府県知事に対して審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日から3ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求することができなくなる。）。

また、この処分に対して処分の取消しの訴えを提起するときには、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に都道府県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

解散命令書

公告第〇〇号

別表の上欄に掲げる生産森林組合は、その代表権を有する者が欠けており（又はその所在が知れず）森林組合法第百十四条の二に規定に基づき、解散命令の要旨を別表下欄のとおり公告する。

年月日

〇〇都道府県知事

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
〇〇生産森林組合	森林組合法第百十四条の規定に基づき解散を命ずる。

〔教示〕

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3ヶ月以内に、都道府県知事に対して審査請求することができる。なお、処分があつたことを知つた日から3ヶ月以内であつても、処分の日から1年を経過した場合には、正当な理由があつたことを知つた日から6ヶ月以内でなければ、審査請求することができない。また、この処分に対して処分取消の訴えを提起することを経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができない。なお、処分があつたことを知つた日から6ヶ月以内で、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(様式 10)

組織変更計画書

年 月 日

〇〇生産森林組合

住所 〇〇〇〇

組合長 〇〇 〇〇

(様式 11)
(株式会社の場合)

- 1 商号 ○○株式会社
- 2 本店所在地 ○○県○○市
- 3 目的
 - (1) ○○○○○○
 - (2) ○○○○○○
 - (3) 前各号に附帯する一切の業務
- 4 発行可能株式総数 ○○株
- 5 上記の事項以外で定款で定める事項
別添定款案のとおり
- 6 取締役の氏名 ○○ ○○
○○ ○○
○○ ○○
- 7 会計参与設置会社の場合 会計参与の氏名又は名称
監査役設置会社の場合 監査役の氏名
会計監査人設置会社の場合 会計監査人の氏名又は名称
- 8 組合員が組織変更の際して取得する組織変更後株式会社の株式の数又はその数の算定方法
 - (1) 組合員が取得する株式会社の株式数
○○株
 - (2) 算定方法
組織変更計画が承認された時点における出資金の総額から組織変更の効力発
生までに組合員に払い戻した出資金及び未払込出資金の合計額を除いた額を出
資1口の金額で除した数
- 9 組合員に対する株式の割当てに関する事項
組合員の出資1口に対して組織変更後株式会社の株式1株を割り当てる
- 10 組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときの額又はその算定方法
 - (1) 組合員に対し支払われる金銭の総額
金 ○○○円
 - (2) 算定方法
○○○○○○○○○○
- 11 組合員に対するその持分に代わる金銭の割当てに関する事項
組合員の出資1口に対して○円を支払う

12 株式会社の資本金及び準備金に関する事項

資本金の額 〇〇〇円

資本準備金の額 〇〇〇円

その他資本剰余金の額 〇〇〇円

利益準備金の額 〇〇〇円

その他利益剰余金の額 〇〇〇円

13 効力を生ずべき日 〇〇年〇〇月〇〇日

14 農林水産省令で定める事項

(1) 株式会社の所有する森林の経営に関する事項

〈例〉

- ・ 森林経営の長期的方針
- ・ 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する方針
- ・ 作業道等路網の整備に関する方針
- ・ 森林の保護（鳥獣害の防止、病虫害の駆除）に関する方針
- ・ 事業実行に関する方針等

(2) 株式の譲渡の制限に関する事項

当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。

(様式 12)

< 合同会社の場合 >

- 1 商号 ○○合同会社
- 2 本店の所在地 ○○県○○市
- 3 目的
 - (1) ○○○○○
 - (2) ○○○○○
 - (3) 前各号に附帯する一切の業務
- 4 社員の氏名及び住所
(別紙のとおり)
- 5 社員の全部を有限責任とする旨の事項
当会社の社員全部を有限責任社員とする
- 6 社員の出資の価額
(別紙のとおり)
- 7 上記のほか、合同会社の定款で定める事項
別添定款案のとおり
- 8 組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときの額又はその算定方法
 - (1) 組合員に対し支払われる金銭の総額
金 ○○○円
 - (2) 算定方法
○○○○○○○○○
- 9 組合員に対するその持分に代わる金銭の割当てに関する事項
組合員の出資 1 口に対して○円を支払う
- 10 合同会社の資本金に関する事項
資本金の額 ○○○円
資本剰余金の額 ○○○円
利益剰余金の額 ○○○円
- 11 効力を生ずべき日 ○○年○○月○○日
- 12 農林水産省令で定める事項
「合同会社の所有する森林の経営に関する事項」
<例>
 - ・森林経営の長期的方針
 - ・伐採、造林、保育その他森林の整備に関する方針
 - ・作業道等路網の整備に関する方針
 - ・森林の保護（鳥獣害の防止、病虫害の駆除）に関する方針
 - ・事業実行に関する方針等

(様式 13)

<認可地縁団体の場合>

- 1 認可地縁団体の規約で定める事項
別添規約案のとおり
- 2 構成員の氏名及び住所
(別添のとおり)
- 3 代表者の氏名 ○○ ○○
- 4 監事の氏名 ○○ ○○
(※監事を置く場合)
- 5 組員に対してその持分に代わる金銭を支払うときの額又はその算定方法
(1) 組員に対し支払われる金額の総額
金 ○○○円

(2) 算定方法
○○○○○○○○○○
- 6 組員に対するその持分に代わる金銭の割当てに関する事項
組員の出資1口に対して○円を支払う
- 7 効力を生ずべき日 ○○年○○月○○日
- 8 農林水産省令・総務省令で定める事項
「認可地縁団体の所有する森林の維持管理に関する事項」(※)
(例 (具体の維持管理方法を記載。))
 - ・境界の保全(巡視、下刈)、不法投棄の巡回、林道除草等の維持管理**【スギ人工林の場合】**
 - ・適正な保育・間伐の実施(間伐が遅れている森林の整備等)
 - ・将来的な整備の負担を軽減する観点から、針葉樹と広葉樹の混交林への誘導**【アカマツ林の場合】**
 - ・松くい虫被害拡大防止のため、定期的な見回りの実施、予防・防除の実施
 - ・風景林維持のため、広葉樹等の灌木の適宜伐採**【広葉樹林の場合】**
 - ・森林教室等のイベントや森林レクリエーション利用のため、遊歩道等の設置※ 「認可地縁団体の所有する森林の維持管理に関する事項」の前提となる
情報として、保有森林に関する情報(所在、面積、権原等)の記載を行う
場合の記載例は以下のとおり。
(例: 保有森林に関する情報)

地	目	権	原	面	積	所	在	地
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(様式 14)
株式会社 定款例 (取締役会を設置しない場合)

〇〇株式会社定款

〇〇年〇〇月〇〇日作成
〇〇年〇〇月〇〇日公証人認証
〇〇年〇〇月〇〇日会社設立

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、〇〇株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 〇〇〇〇〇〇
- 2 〇〇〇〇〇〇
- 3 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を〇〇県〇〇市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、〇〇〇〇〇〇により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、〇〇株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務

省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印したものを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人は、若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ代表取締役社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会の決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議

決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(総会決議の省略)

第 17 条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から 10 年間本店に備え置く。

第 4 章 取締役

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、○名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後○年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一にする。

(代表取締役及び社長)

第 22 条 当会社の取締役が 1 名のときは、その取締役を代表取締役とし、取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役 1 名を定める。

- 2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。

3 当会社の業務は、代表取締役社長が執行する。

(報酬及び退職慰労金)

第 23 条 取締役の報酬及び退職者慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計算

(事業年度)

第 24 条 当会社の事業年度は、毎年〇〇月〇〇日から翌年〇〇月〇〇日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 25 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

(配当金の除斥期間)

第 26 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第 27 条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金 〇〇〇円とする。

2 当会社の成立後の資本金の額は、金 〇〇〇円とする。

(最初の事業年度)

第 28 条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から 〇〇年 3 月 31 日までとする。

(設立時取締役等)

第 29 条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 〇〇 〇〇

(発起人の氏名ほか)

第 30 条 発起人の氏名、住所、発起人が設立に際して割当てを受ける株式数及びその株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

発起人 〇〇 〇〇 〇〇株 払込金 〇〇〇円

〇〇株 現物出資 (次項による)

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

発起人 〇〇 〇〇 〇〇株 現物出資 (次項による)

2 当会社の設立に際して金銭以外の財産を出資する者の氏名、その財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる株式の数は、別表のとおりとする。

(法令の準拠)

第 31 条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

附 則

この定款は、〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号〇〇生産森林組合の組織を変更して株式会社とするにつき作成したものであって、組織変更が効力を生じた日から、これを施行するものとする。

以上、〇〇株式会社設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

〇〇年〇〇月〇〇日

発起人 〇〇 〇〇 (印)

発起人 〇〇 〇〇 (印)

(定款別表)

当会社の設立に際して金銭以外の財産を出資する者の氏名、その財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数は、次のとおりとする。

氏名	出資目的 である財産	価格(円)	割り当てる 株式の数	備考(持分口数)
〇〇 〇〇	別記のとおり	別記のとおり	〇〇株	〇〇口(〇〇,〇〇〇円)
計 〇名				

別記 出資の目的である財産

所在地	地目	地積(m ²)	土地価格(円)	森林価格(円)	持分
計					1/〇

(様式 15)
合同会社 定款例

〇〇合同会社 定款

〇〇年〇〇月〇〇日作成
〇〇年〇〇月〇〇日会社設立

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、〇〇合同会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 〇〇〇〇〇〇
- 2 〇〇〇〇〇〇
- 3 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を〇〇県〇〇市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、〇〇〇〇〇〇によって行う。

第2章 社員及び出資

(社員及び出資)

第5条 当社の出資1口の金額は、金 〇〇〇円とする。

(社員の住所、氏名及び出資口数)

第6条 社員の住所、氏名及び出資口数は次のとおりとする。

- ① 社員 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇 〇〇 〇口 (現金出資)
- ② 社員 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇 〇〇 〇口 (現物出資)
- ③ 社員 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇 〇〇 〇口 (現物出資)

2 当社の設立に際して現物出資する者の氏名、出資の目的である財産、その価額及びこれに対して与える出資口数は別表のとおりとする。

(社員の責任)

第7条 当社の社員の全部を有限責任社員とする。

第3章 業務執行及び代表権

(業務執行社員)

第8条 当社の業務は各社員が執行する。

- 2 業務執行は社員の過半数をもって決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、業務は、各社員が単独でこれを行うことができる。ただし、その完了前に他の社員が異議を述べた場合は、この限りでない。

(代表社員)

第9条 代表社員は業務執行社員の互選をもって、これを定める。

第4章 社員の加入及び退社

(社員の加入)

第10条 当会社に新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意によって定款を変更しなければならない。

(任意退社)

第11条 各社員は、事業年度の終了の時に退社することができる。この場合においては、各社員は、〇ヶ月前までに会社に退社の予告をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、各社員は、やむを得ない事由があるときはいつでも退社することができる。

(決定退社及びその特則)

第12条 各社員は会社法第607条の規定により退社する。

2 前項の規定にかかわらず、社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合は、当該社員の相続人その他一般承継人が当該社員の持分を承継することとする。

第3章 計算

(事業年度)

第13条 当会社の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までの年1期とする。

(損益の分配)

第14条 当会社の事業に関する損益分配は、総社員の同意により定める。

(分配の割合) ※出資口数とは別に分配率を定める場合

第15条 損益分配の割合は次のとおりとする。

- ① 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇 〇〇 分配率〇〇%
- ② 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇 〇〇 分配率〇〇%
- ③ 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇 〇〇 分配率〇〇%

第6章 附則

(最初の営業年度)

第16条 当会社の最初の営業年度は、当会社設立の日から 〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

(定款に定めない事項)

第17条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他法令に従う。

附 則

この定款は、〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号〇〇生産森林組合の組織を変更して合同会社とするにつき作成したものであって、組織変更が効力を生じた日から、これを施行するものとする。

以上、〇〇合同会社設立のため、この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

〇〇年〇〇月〇〇日

有限責任社員 〇〇 〇〇 印
有限責任社員 〇〇 〇〇 印
有限責任社員 〇〇 〇〇 印

(定款別表)

当会社の設立に際して現物出資する者の氏名、出資の目的である財産、その価額及びこれに対して与える出資口数は次のとおりとする。

氏名	出資目的 である財産	価格 (円)	割り当てる 出資口数	備考
〇〇 〇〇	別記のとおり	別記のとおり	〇〇口	持分 〇〇,〇〇〇円
計 〇名				

別記 出資の目的である財産

所在地	地目	地積 (㎡)	土地価格(円)	森林価格(円)	持分
計					1/〇

〇〇自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- ① 区域内の住民相互の連絡及び親睦
- ② 美化・清掃等区域内の環境の整備
- ③ 防犯・防災並びに生活環境の向上
- ④ 集会施設の維持・管理
- ⑤ 保有資産の維持・管理（保有森林の維持・管理）
- ⑥ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- ⑦ その他、本会の目的を達成するために必要なこと

(名称)

第2条 本会は、〇〇自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地から〇〇番地までの区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会の事務所は、〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地（〇〇公民館）におく。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

- 2 この会の活動を賛助する団体及び法人は、賛助会員となることができる。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- ① 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- ② 本人より退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(抛出金品の不返還)

第9条 退会した会員がすでに納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類)

第10条 この会に、次の役員を置く。

- ① 会長 1人
- ② 副会長 ○人
- ③ その他の役員 ○人
- ④ 会計 ○人
- ⑤ 書記 ○人
- ⑥ 監事 ○人

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 その他役員は、本会における専任業務を遂行する。
- 4 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 5 書記は、本会に関する一切の記録業務を遂行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - ① 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - ② 会長、副会長及びその他の役員業務の執行状況を監査すること。
 - ③ 会計及び資産の状況又は業務執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - ④ 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第13条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年度決算終了後○箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 会長が必要と認めたとき。
- ② 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- ③ 第12条第6項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第22条 会員は総会において、各々一個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- ① ○○○○○○○○○
- ② ○○○○○○○○○

(総会の書面表決)

第23条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- ③ 開催目的、審議事項及び議決事項
- ④ 議事の経過の概要及びその結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第26条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第27条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第29条 役員会には、第20条、第21条、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び合計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 別に定める財産目録記載の資産
- ② 会費
- ③ 活動に伴う収入
- ④ 資産から生ずる果実
- ⑤ その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後三月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、〇月〇日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、〇〇市(町)(村)長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第38条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の○以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規約は、○○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から○○年○月○日までとする。
- 4 この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て定める。

(様式 17)

<株式会社、合同会社の場合>

組織変更認可申請書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

生産森林組合の名称及び主たる事務所の所在地
名称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏名
住所

〇〇〇〇への組織変更について認可を受けたいので、森林組合法第 100 条の〇の規定により、別添書面を添えて申請します。

(別添書面)

1. 組織変更計画の内容を記載した書面又は謄本
2. 最終事業年度（各事業年度に係る法第 98 条の 9 第 1 項に規定する貸借対照表につき同条第 6 項の承認を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、その旨を記載した書面）
3. 組織変更を決議したときの総会の議事録の謄本（抄本）
4. 組織変更後〇〇〇〇（法第 100 条の〇第〇項第〇号に規定する組織変更後〇〇〇〇をいう。）の定款となるべきもの
5. 法第〇〇条の規定による手続を完了したことを証する書面
6. 〇〇〇〇

(様式 18)

<認可地縁団体の場合 ※共同省令第2条関係 認可申請書様式>

組織変更認可申請書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

生産森林組合の名称及び主たる事務所の所在地
名称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏名
住所

認可地縁団体への組織変更について認可を受けたいので、森林組合法第 100 条の 22 第 1 項の規定により、別添書面を添えて申請します。

(別添書面)

- 1 組織変更計画（森林組合法（以下「法」という。）第 100 条の 20 第 1 項の組織変更計画をいう。2において同じ。）の内容を記載した書面又はその謄本
- 2 組織変更計画を承認した総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 3 最終事業年度（各事業年度に係る法第 98 条の 9 第 1 項に規定する貸借対照表につき同条第 6 項の承認を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、その旨を記載した書面）
- 4 法第 100 条の 24 において読み替えて準用する法第 66 条第 2 項の規定による公告及び催告（同条第 3 項の規定により公告を官報のほか法第 8 条の 2 第 2 項の規定による定款の定めに従い同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに掲げる公告の方法によりする場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、法第 100 条の 24 において準用する法第 67 条第 2 項の規定により当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は組織変更（法第 100 条の 20 第 1 項に規定する組織変更をいう。）をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 5 組織変更後認可地縁団体（法第 100 条の 20 第 2 項第 1 号に規定する組織変更後認可地縁団体をいう。6において同じ。）の規約となるべきもの
- 6 組織変更後認可地縁団体の構成員となるべき者の名簿
- 7 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書面
- 8 法第 100 条の 20 第 2 項第 7 号の日について変更があったときは、その変更を証する書面
- 9 その他参考となるべき事項を記載した書面

(様式 19)

番 号
年 月 日

〇〇生産森林組合
代表理事組合長 〇〇〇〇 殿
[代表者の住所]

〇〇都道府県知事

〇〇〇〇への組織変更の認可について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった〇〇〇〇への組織変更について、森林組合法第 100 条の〇の規定に基づき、認可したのでお知らせする。

(様式 20)

番 号
年 月 日

〇〇市町村長 殿

〇〇都道府県知事

〇〇生産森林組合の組織変更の認可について

〇〇生産森林組合から〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった認可地縁団体への組織変更について、別添のとおり認可したので、森林組合法第 100 条の 22 第 3 項の規定に基づき通知する。

貴市町村におかれては、同法第 100 条の 22 第 4 項の規定に基づき、速やかに告示されたい。

(様式 21)
〈株式会社の場合〉

生産森林組合の組織変更による株式会社の設立登記申請書

- | | |
|------------|---|
| 1. 商号 | 〇〇株式会社 |
| 2. 本店 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 |
| 3. 登記の事由 | 組織変更による設立 |
| 4. 登記すべき事項 | 別添のとおり |
| 5. 課税標準金額 | 金 〇〇〇円 |
| 6. 登録免許税 | 金 〇〇〇円 |
| 7. 添付書類 | ① 組織変更計画書
② 定款
③ 生産森林組合の総会議事録
④ 行政庁の組織変更認可証
⑤ 取締役等の就任承諾書
⑥ 取締役等の本人確認証明書
⑦ 代表取締役の選定に関する書面
⑧ 債権者保護手続に関する書面
⑨ 代理人申請に当たってはその権限を証する書面
⑩ 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面
⑪ 会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第54条第2項各号に掲げる書面 |

上記のとおり、登記の申請をします。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

申請人 〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

代表取締役 〇〇 〇〇 印

連絡先の電話番号

〇〇法務局 〇〇支局 御中
〇〇出張所

別添

「商号」 ○○株式会社

「本店」 ○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号

「公告をする方法」 ○○○○○○○○○○

「会社成立の年月日」 ○○年○○月○○日

「目的」

1 ○○○○○○

2 ○○○○○○

3 前各号に附帯する一切の業務

「発行可能株式総数」 ○○株

「発行済株式の総数」 ○○株

「資本金の額」 金 ○○○円

「株式譲渡制限に関する規定」

当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。

「役員に関する事項」

「資格」 取締役

「氏名」 ○○ ○○

「役員に関する事項」

「資格」 取締役

「役員に関する事項」

「資格」 代表取締役

「住所」 ○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号

「氏名」 ○○ ○○

「役員に関する事項」

「資格」 監査役

「氏名」 ○○ ○○

「監査役設置会社に関する事項」

監査役設置会社

「登記記録に関する事項」

○○年○○月○○日○○生産森林組合を組織変更し設立

生産森林組合の組織変更による解散登記申請書

1. 商 号 ○○生産森林組合
2. 本 店 ○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号
3. 登 記 の 事 由 組織変更による解散
4. 登記すべき事項 ○○年○○月○○日○○県○○市○○町○○丁目
○○番○○号○○株式会社に組織変更し解散

上記のとおり、登記の申請をします。

○○年○○月○○日

○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号
申請人 ○○株式会社
○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号
代表取締役 ○○ ○○ 印
連絡先の電話番号

○○法務局 ○○支局 御中
○○出張所

(様式 22)

〈合同会社の場合〉

生産森林組合の組織変更による合同会社の設立登記申請書

1. 商 号 ○○合同会社
2. 本 店 ○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号
3. 登記の事由 組織変更による設立
4. 登記すべき事項 別添のとおり
5. 課税標準金額 金 ○○○円
6. 登録免許税 金 ○○○円
7. 添付書類 ① 組織変更計画書
② 定款
③ 生産森林組合総会議事録
④ 行政庁の組織変更認可証
⑤ 総社員の同意等を証する書面
⑥ 代表社員の就任承諾書
⑦ 代表社員の選定に関する書面
⑧ 債権者保護手続に関する書面
⑨ 代理人申請に当たってはその権限を証する書面

上記のとおり、登記の申請をします。

○○年○○月○○日

○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号
申請人 ○○合同会社
○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号
代表社員 ○○ ○○ 印
連絡先の電話番号

○○法務局 ○○支局 御中
○○出張所

別添

「商号」 ○○合同会社
「本店」 ○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号
「公告をする方法」 ○○○○○○○○○○
「会社成立の年月日」 ○○年○○月○○日
「目的」
1 ○○○○○○
2 ○○○○○○
3 前各号に附帯する一切の業務
「資本金の額」 金 ○○○円
「社員に関する事項」
「資格」 業務執行社員
「氏名」 ○○ ○○
「住所」 ○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号
「社員に関する事項」
「資格」 業務執行社員
「氏名」 ○○ ○○
「住所」 ○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号
「社員に関する事項」
「資格」 代表社員
「氏名」 ○○ ○○
「住所」 ○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号
「登記記録に関する事項」
○○年○○月○○日○○生産森林組合を組織変更し設立

生産森林組合の組織変更による解散登記申請書

1. 商 号 ○○生産森林組合
2. 本 店 ○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号
3. 登 記 の 事 由 組織変更による解散
4. 登記すべき事項 ○○年○○月○○日○○県○○市○○町○○丁目
○○番○○号○○合同会社に組織変更し解散

上記のとおり、登記の申請をします。

○○年○○月○○日

○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号

申請人 ○○合同会社

○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号

代表社員 ○○ ○○ 印

連絡先の電話番号

法務局 ○○支局 御中
○○出張所

(様式 23)

〈認可地縁団体の場合〉

認可地縁団体への組織変更による生産森林組合の解散登記申請書

1. 商 号 ○○生産森林組合
2. 本 店 ○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号
3. 登 記 の 事 由 組織変更による解散
4. 登記すべき事項 ○○年○○月○○日○○県○○市○○町○○丁目
○○番○○号○○自治会に組織変更し解散
5. 添 付 書 類 ① 組織変更計画書
② 認可地縁団体の代表者の資格を証する書面
③ 認可地縁団体の代表者の印鑑証明書
④ 行政庁の組織変更認可証
⑤ 債権者保護手続に関する書面
⑥ 代理人申請に当たってはその権限を証する書面

上記のとおり、登記の申請をします。

○○年○○月○○日

○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号
申請人 ○○自治会
○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号
代表 ○○ ○○ 印 (※注)
連絡先の電話番号

○○法務局 ○○支局 御中
○○出張所

※注 市町村長の発行する認可地縁団体の代表者の印鑑証明書と同一のもの(認印は不可)